

前回定例会（平成27年2月4日）以降の主な動き

平成27年3月4日
資源エネルギー庁
柏崎刈羽地域担当官事務所

1. 原子力・エネルギー政策の見直し

- (1) 総合資源エネルギー調査会基本政策分科会 長期エネルギー需給見通し小委員会
(第2回)【2月13日開催】、(第3回)【2月27日開催】

昨年4月に閣議決定された「第4次エネルギー基本計画」の方針に基づき、長期的なエネルギー需給の見通し（エネルギーミックス）について検討を行うため、基本政策分科会の下に長期エネルギー需給見通し小委員会を設置。

第2回ではエネルギー需要見通しや省エネルギー等について、第3回では省エネルギー対策等について議論。

- (2) 総合資源エネルギー調査会基本政策分科会長期エネルギー需給見通し小委員会
発電コスト検証ワーキンググループ
(第1回)【2月18日開催】、(第2回)【3月3日開催】

上記の長期エネルギー需給見通しの検討を行うに当たり、各電源の発電コストなどについて試算を実施するため、長期エネルギー需給見通し小委員会の下に設置したワーキンググループ。

第1回では、2011年コスト等検証委員会の検討結果を踏まえた発電コストについて、第2回では再生可能エネルギー及び火力発電に関する論点等を議論。

- (3) 総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会原子力小委員会
自主的安全性向上・技術・人材ワーキンググループ (第6回)【2月13日開催】

原子力小委員会の傘下に設置したワーキンググループ。廃炉を含めた軽水炉の安全技術・人材維持等について関係者毎の役割を明確化したロードマップを作成するとともに、産業界が行う自主的安全性向上に係る取組を共有し改善策の取りまとめ等を行う。

第6回では、軽水炉安全技術と人材ロードマップについて議論。

- (4) 総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会
省エネルギー小委員会 (第10回)【2月17日開催】

各分野の有識者により、デマンドリスポンス等需要抑制手法、省エネルギー技術開発等のあり方、指標設定等について検討を行う。

第10回では、産業部門の省エネルギー対策、エネルギー需要見通しの検討状況、定量的な省エネ量の試算等について議論。

- (5) 総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会
新エネルギー小委員会 系統ワーキンググループ
(第4回)【2月17日開催】、(第5回)【3月4日開催】

電力会社による再生可能エネルギー発電固定価格買取制度の買取り保留を受け、中立的な専門家により、電力会社の接続可能量の検証、接続可能量の拡大方策等について審議を行う。

第4回では出力制御の運用等について、第5回では出力制御の見直し等について議論。

2. 高レベル放射性廃棄物の最終処分計画見直し

- (1) 総合資源エネルギー調査会電気事業分科会 放射性廃棄物ワーキンググループ
第17回【2月17日開催】

昨年9月の最終処分関係閣僚会議で合意された、「科学的に適性が高いと考えられる最終処分候補地の具体的要件・基準等について専門家の更なる検討を進めること」を踏まえ、昨年10月より本WGを再開。

第17回では特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針の改定案等について議論。

- (2) 総合資源エネルギー調査会電気事業分科会原子力小委員会
地層処分技術ワーキンググループ 第11回【2月17日開催】

上記の放射性廃棄物ワーキンググループで検討している、「科学的に適性が高いと考えられる最終処分候補地の具体的要件・基準等」について、技術的観点から専門家による検討を実施。

第11回では前回に引き続き、科学的有望地の要件・基準について議論。

- (3) 特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針の改定に対する意見公募
(パブコメ)【2月19日付】

前記の放射性廃棄物ワーキンググループで議論された基本方針改定案について、意見公募を実施中（公募期間2/19～3/20）。

3. 福島第一原子力発電所の廃炉及び汚染水処理対策

- (1) 廃炉・汚染水対策現地調整会議（第18回）【2月23日開催】

政府原子力災害対策本部下に設置した現地会議。汚染水問題について現地の政府機関、東京電力等関係者の情報共有、連携を強化し対策の具体的な進め方について検討を行う。

第18回会議では廃炉・汚染水対策の進捗状況等について議論。

- (2) 陸側遮水壁タスクフォース（第14回）【3月3日開催】

汚染水の量を抑制するために実施する陸側凍土遮水壁設置について、専門家による評価、進捗管理を行う。第14回では実証事業の進捗等について議論。

(3) 第3回 IAEA 廃炉レビューミッション実施【2月9日～17日】

福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組について、IAEA 調査団によるレビューが実施され（今回で3回目）、最終日に高木経済産業副大臣に対し、調査団長から概要報告書を手交。

4. その他

(1) 調達価格等算定委員会（第18回【2月13日開催】、第19回【2月24日開催】）

平成27年度に適用する再生可能エネルギーの固定買取価格について、本年3月までに取りまとめる。第18回では小規模木質バイオマス発電について、第19回では取りまとめ案等について議論し意見書を取りまとめた。

<H27年度調達価格委員会案（太陽光の例）>

太陽光	10kW以上(事業用)		10kW未満(住宅用)	
	4/1～6/30	7/1～	出力制御対応機器 設置義務なし (東電、中部電、関電)	出力制御対応機器 設置義務あり (その他)
調達価格(税抜き) (H26年度)	29円	27円	33円	35円
	(32円)		(37円)	
調達期間(年間)	20		10	

(2) 総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会 電気料金審査専門小委員会
(第22回【2月25日開催】)

平成26年12月24日に関西電力より申請のあった電気料金値上げ認可申請の妥当性について議論を実施。

(3) 電気事業法等の一部を改正する等の法案が閣議決定【3月3日】

消費者のエネルギー選択の自由度拡大や、料金抑制、安定供給と保安の確保などを旨として、三段階により実施する電力システム改革の三段階目の改正。発送電分離、小売電気料金の規制の撤廃等を行うもので2020年より施行予定。本法案は今国会で審議。

(以上)

最終処分法に基づく基本方針の改定について

平成27年2月17日
資源エネルギー庁
放射性廃棄物等対策室

本基本方針は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（最終処分法）に基づき、高レベル放射性廃棄物の処分地選定プロセスや技術開発、国民・地域住民の理解促進等に関する方針を閣議決定により定めるもの。

これまで処分地選定が進んでこなかったことを受け、昨年4月に改定したエネルギー基本計画において、新たな方針を示すとともに、総合資源エネルギー調査会の審議を踏まえ、本基本方針を早急に改定することとしている。

今般、改定内容について、同調査会の放射性廃棄物ワーキンググループ（委員長：増田寛也氏）の議論に一定の目途がついたため、パブリックコメント等を行い、閣議決定することとしたい。改定に当たり追加する主な内容は、以下のとおり。

- 将来世代が最良の処分方法を再選択できるよう、政策や処分事業の可逆性や廃棄物の回収可能性を担保する。
- 国が科学的有望地を提示するとともに、原子力発電環境整備機構（処分実施主体）の活動に対する理解・協力を関係自治体に申し入れる。
- 最終処分に対する信頼性を確保するため、原子力委員会が経済産業省や原子力発電環境整備機構等の活動を評価する。

閣議決定後は、政府の新たな方針を広く国民に説明することにより、課題の存在自体から認識を広めていくとともに、国民的な議論を喚起する等、処分地選定に係る合意形成に向けた活動を展開していく予定。

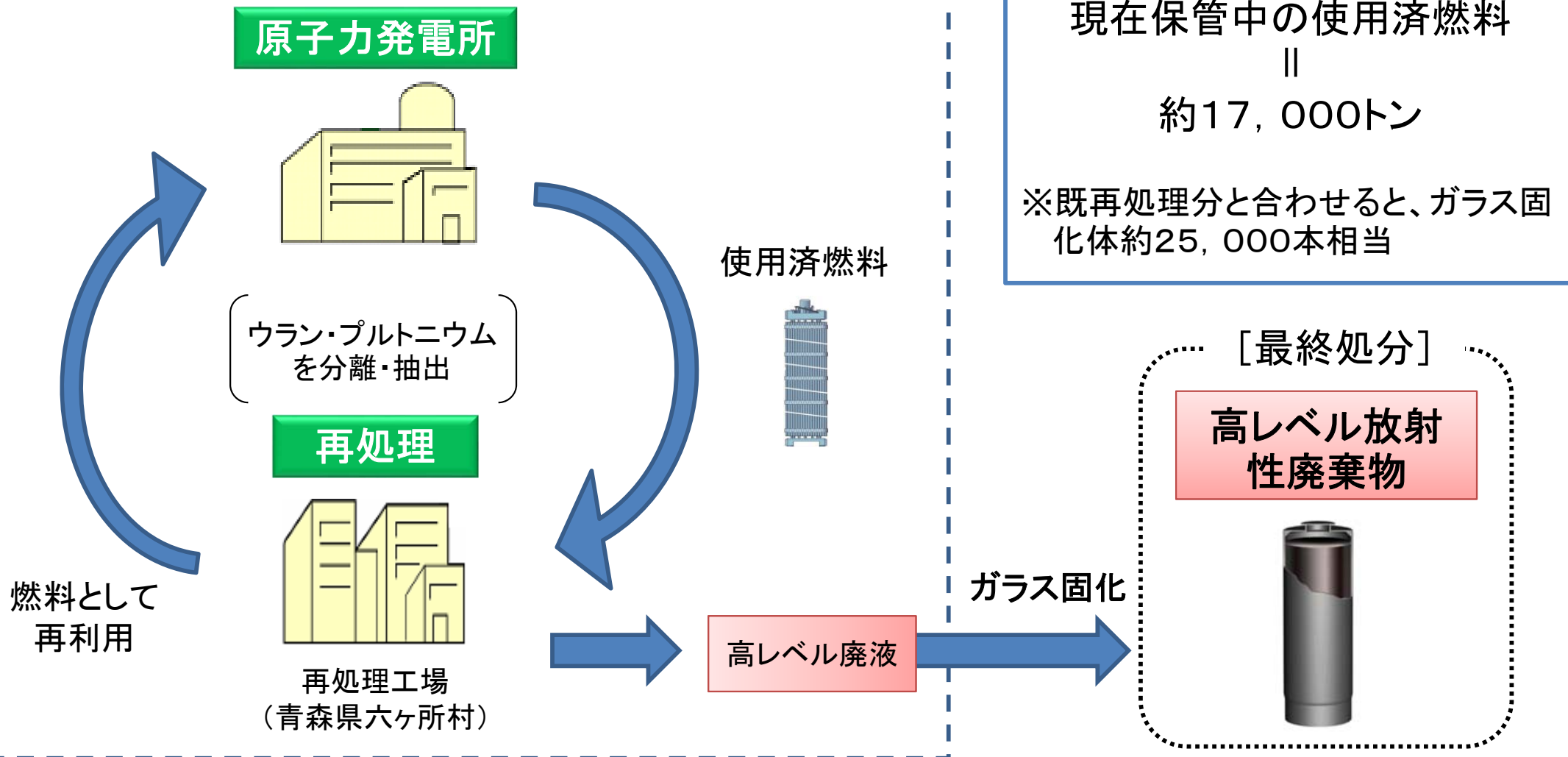
「最終処分の基本方針」の 改定について

平成27年2月
資源エネルギー庁

高レベル放射性廃棄物について

- 原子力発電の運転に伴い、放射能濃度の高い使用済燃料が発生。
- 我が国は、使用済燃料を再処理し、量の減少等を図った上で、それでも残る廃液をガラスで固め(高レベル放射性廃棄物)、処分することとしている。

[核燃料サイクル]



高レベル放射性廃棄物の処分方法

- 高レベル放射性廃棄物は、人間の生活環境に悪影響を与えないよう、超長期(数万年以上)の間、閉じ込めておくことが必要。
- この方法として、地下深部に埋めて処分する方法(地層処分)が国際的に広く採られており、我が国もその方針。

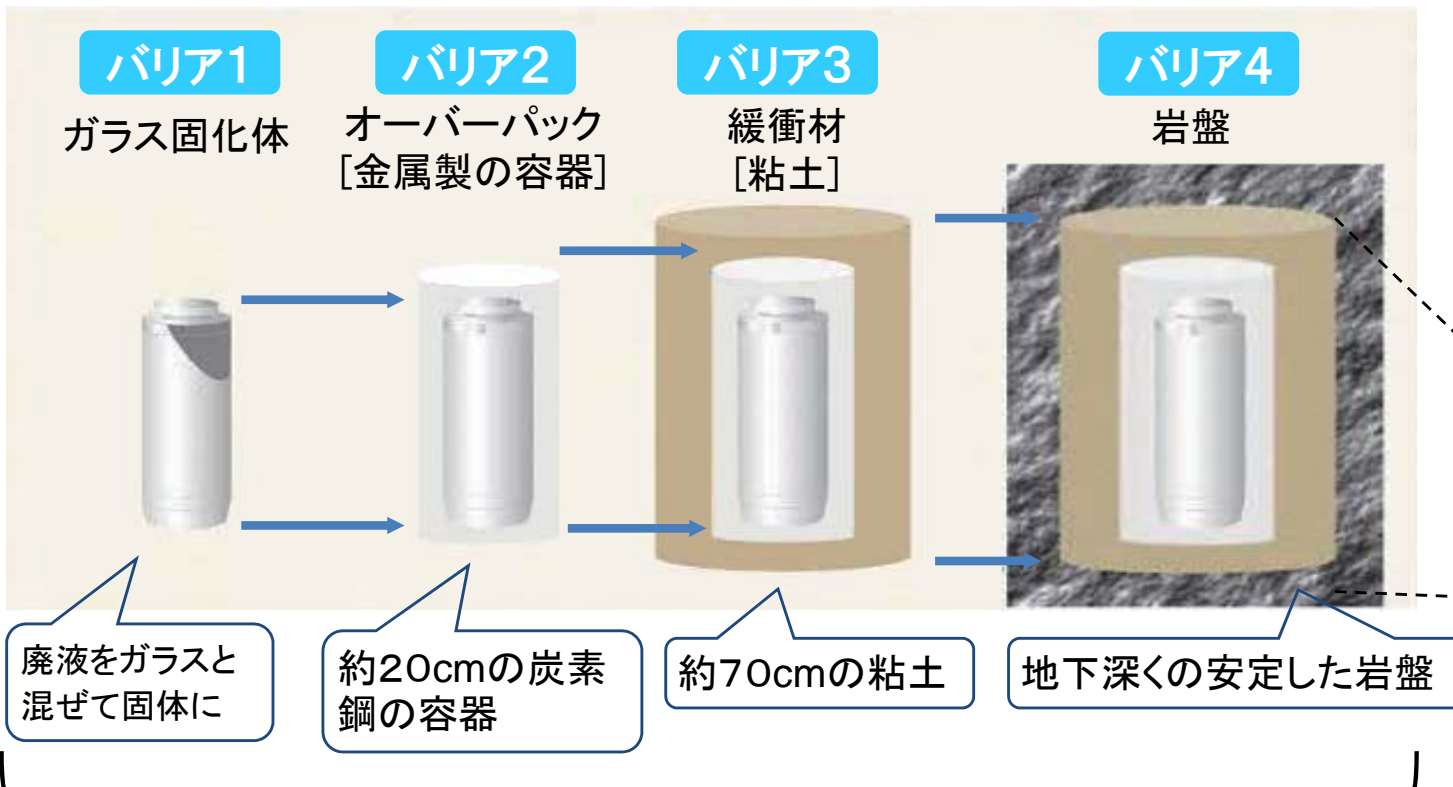
多重バリアシステム

高レベル放射性廃棄物処分施設

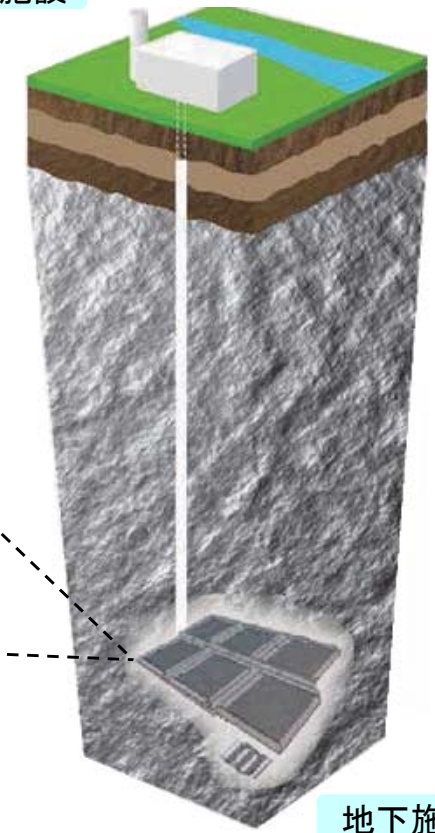
人工バリア



天然バリア



地上施設



地下水との接触を抑え、長期間放射性物質を閉じ込める

【参考】最終処分施設及び使用済燃料貯蔵施設について

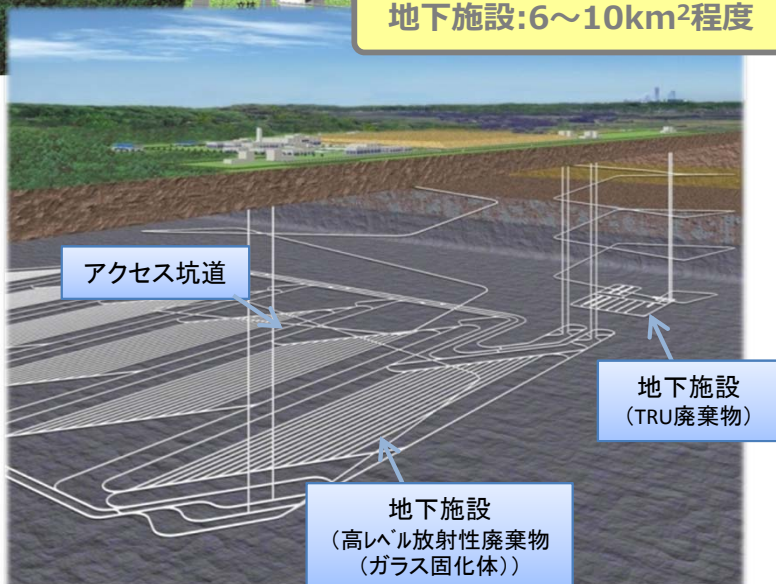
最終処分施設(イメージ)



地上施設: 1 ~ 2 km²程度

※ガラス固化体4万本を処分する場合

地下施設: 6 ~ 10 km²程度



(注) TRU廃棄物とは、使用済燃料を再処理等する過程で生じ、半減期が長いことから地層処分が求められる放射性廃棄物

- 100万kW級の原子力発電所1基が1年間運転した場合、約30本のガラス固化体が発生。
- これらを貯蔵施設で管理する場合、必要な広さは約4畳弱(約6 m²)程度。

使用済燃料貯蔵施設(イメージ)

使用済燃料の貯蔵については、発電所の敷地内外を問わず、新たな地点の可能性を幅広く検討しながら、国も積極的に関与して中間貯蔵施設や乾式貯蔵施設等の建設・活用を促進することとし、そのための国の取組を強化する。

発電所の敷地内
＜乾式貯蔵施設＞

日本原子力発電(株)
東海第二発電所での乾式貯蔵

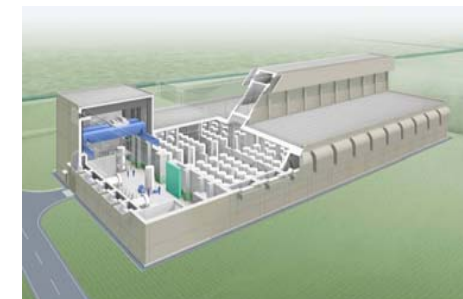


■ 貯蔵容量 : 250トン

- 100万kW級の原子力発電所1基が1年間運転した場合、約20トンの使用済燃料が発生。
- この使用済燃料をキャスク貯蔵する場合、キャスク2基に収まり、必要な広さは8畳(約13 m²)程度。

発電所の敷地外
＜中間貯蔵施設＞

リサイクル燃料貯蔵(株)
むつ市使用済燃料中間貯蔵施設



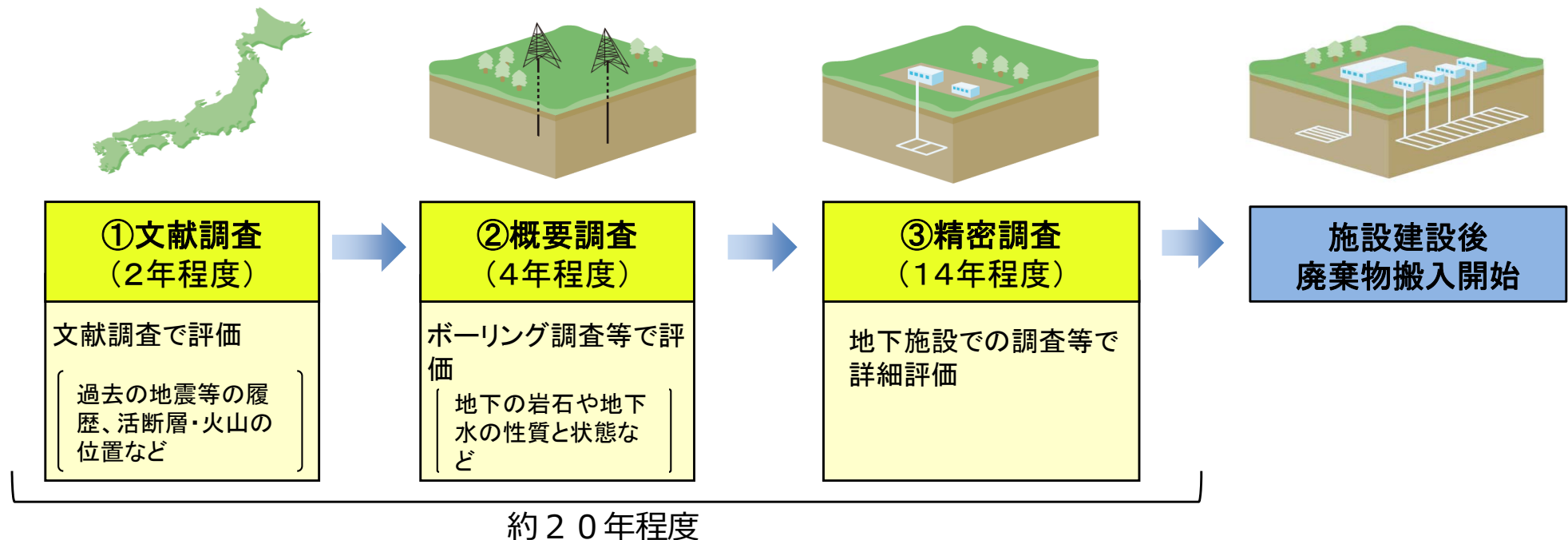
※2016年10月事業開始予定

■ 貯蔵容量 : 3,000トン

最終処分地選定のプロセス

- 2000年に、高レベル放射性廃棄物(ガラス固化体)を地層処分するための制度として最終処分法(「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」)が成立。3段階の処分地選定プロセスを設定。
- 電気事業者が中心となって、処分地選定を含む処分事業の実施主体としてNUMO(ニューモ:原子力発電環境整備機構)を設立(経産大臣が認可)。

◆最終処分法で定められた選定プロセス

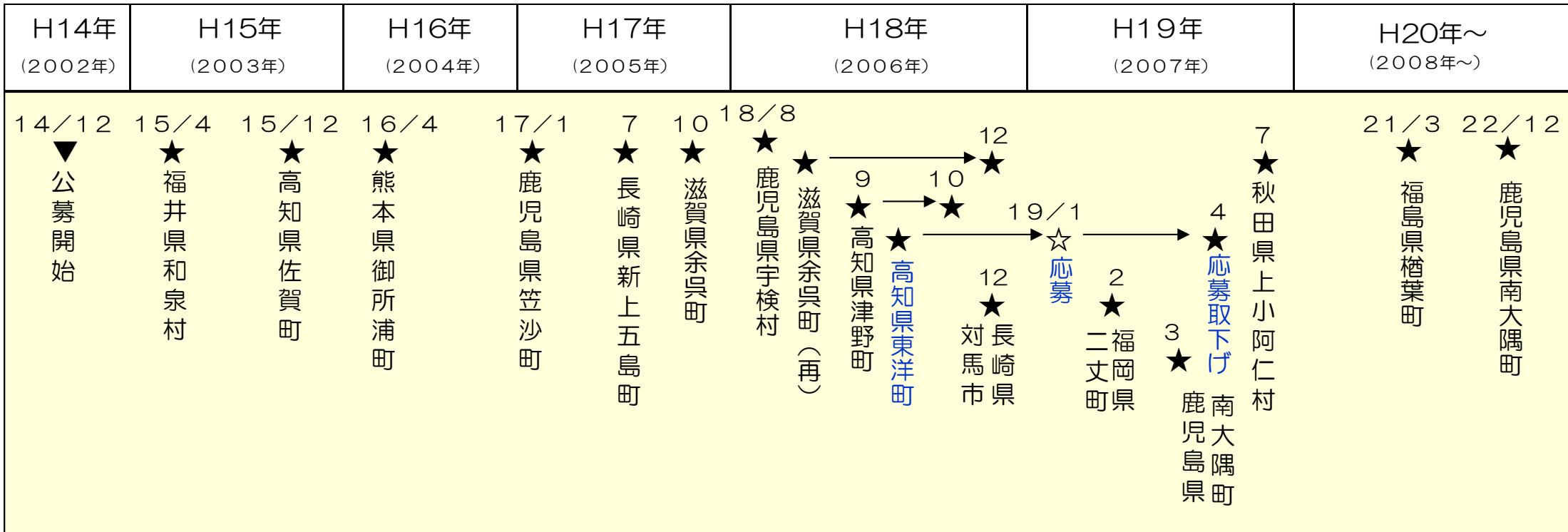


※各調査段階において、地元自治体の意見を聴き、これを十分に尊重する(反対の場合には次の段階へ進まない)。

最終処分政策の経緯

- 2002年にNUMOが調査受入れ自治体を公募開始。当初、複数の市町村が文献調査への応募を検討。
- 2007年1月には、全国で初めて高知県東洋町から正式な応募。調査受入れの賛否を巡って町を二分する論争に発展。同年4月の町長選(現職落選)を経て応募がとり下げられるに至った。
- その後、国からの申し入れ方式を検討するも、東日本大震災が発生。現在に至るまで、文献調査を実施するに至っていない。

これまで応募が報道された地点



最終処分政策の見直し①

- これまでの取り組みを反省し、最終処分政策を抜本的に見直し。
- 最終処分関係閣僚会議を立ち上げるとともに、総合資源エネルギー調査会でも審議。

<見直しのポイント>

将来世代に負担を先送りせず、原子力利用の恩恵を受けてきた**現世代の責任**で取り組む

地層処分の技術的信頼性を高めつつ、将来世代が最良の方法を選択することを可能とする

→将来世代が最良の処分方法を再選択できるよう、**可逆性・回収可能性**※を担保する。

※可逆性：処分事業の選定プロセスを元に戻すこと

※回収可能性：地層処分場において廃棄物を回収可能な状態に維持すること

→**廃棄物の減容化・有害度低減**や**直接処分**も含めた**代替技術等の調査・研究**を進める。

待ちの姿勢を改め、国が前面に立って取り組む

→**国が、より適性が高いと考えられる地域(科学的有望地)を提示**するとともに、複数地域に対して**申し入れ**を行う。

処分地選定に対する社会の理解を醸成し、国民世論の後押しを得ていく

→最終処分事業の必要性や、処分場の受入れを検討する**地域に対する敬意や感謝の重要性**についての**国民的な共通理解の醸成**が重要。全国的な公聴広報活動を積極的に進める。

→**都道府県や市町村の理解と協力**が要不可欠。国から地方自治体に対して情報提供を緊密に行い、丁寧な対話を重ねる。

<見直しのポイント(続き)>

地域の主体的な合意形成を支援し、住民不在で進められるとの懸念を払拭する

→ 地域の合意形成の仕組みとして、多様な住民が参画し事業の安全性や地域の将来ビジョン等について継続的に対話を行う場(「対話の場」)を予め設計・提示し、その設置を働きかける。

事業の責任主体であるNUMOの組織ガバナンス改革し、体制を強化する

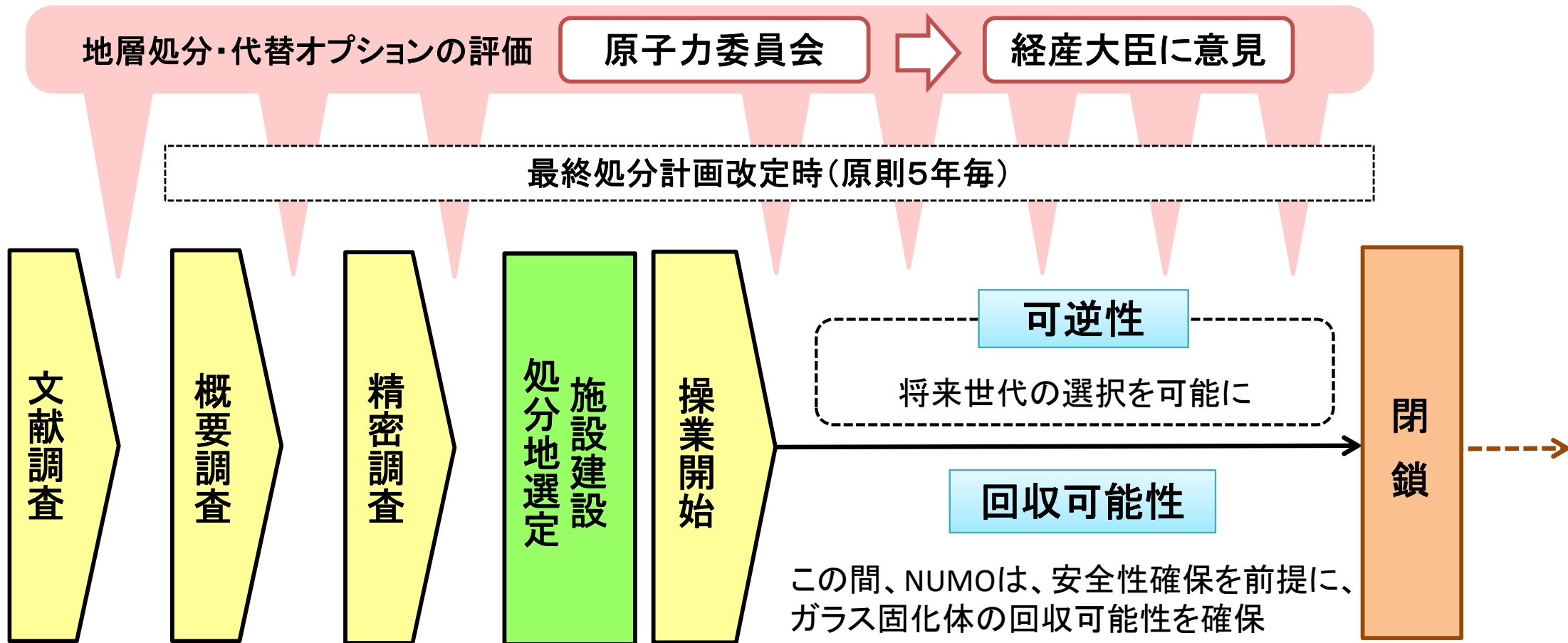
- 地域の信頼を得られるよう、NUMOの事業内容を見直し、拡充する。
- 求められる役割がしっかりと果たせるよう、組織ガバナンスの改革と体制強化を図る。
- 発生者責任を有する電気事業者にも、十分な支援と積極的な取組を求める。

信頼性確保のために、独立性のある評価の仕組みを整備する

- 昨年来の原子力委員会の見直し(設置法改正)を踏まえ、原子力委員会の役割を明確化。
- 地層処分技術及び代替処分技術の評価に加えて、将来的な処分地選定プロセスの適切性についても、原子力委員会が評価し意見。
- 原子力規制委員会は、最終処分に関する安全規制を厳正に運用。処分地選定が合理的に進められるよう、選定段階から、将来審査に予断を与えないとの大前提の下、安全確保上の考慮事項を順次提示。

現世代での解決、可逆性・回収可能性

- 廃棄物を発生させた現世代の責任として将来世代に負担を先送りしないよう、高レベル放射性廃棄物の問題の解決に向け、国が前面に立って取り組むことが必要。
- 現時点で最も有望と国際的にも認識されている地層処分を前提に取組を推進。
- 今後より良い処分方法が実用化された場合等に将来世代が最良の処分方法を選択できるよう、可逆性・回収可能性を担保。



- 可逆性: 処分システムを実現していく間に行われる決定を元に戻す、あるいは検討し直す能力。
- 回収可能性: 処分場に定置された廃棄物あるいは廃棄物パッケージ全体を取り出す能力。

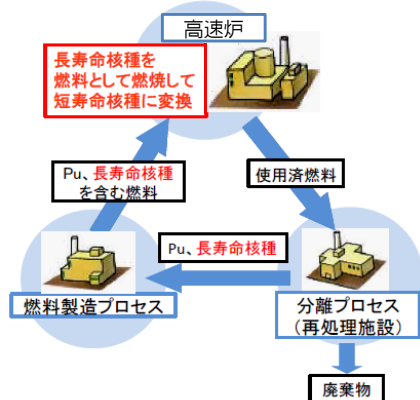
代替技術等の開発

○幅広い選択肢を確保する観点から、直接処分など代替処分オプションの調査・研究を推進。

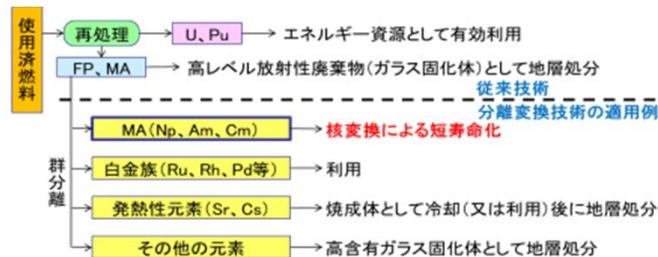
減容化・有害度低減

放射性廃棄物中に長期に残留する放射線量を少なくし、放射性廃棄物の処理・処分の安全性を高める技術。

■高速炉を用いた核変換



■マイナーアクチノイド(MA)の分離変換

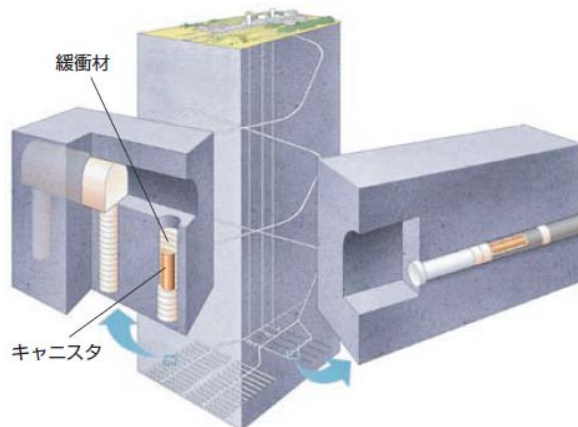
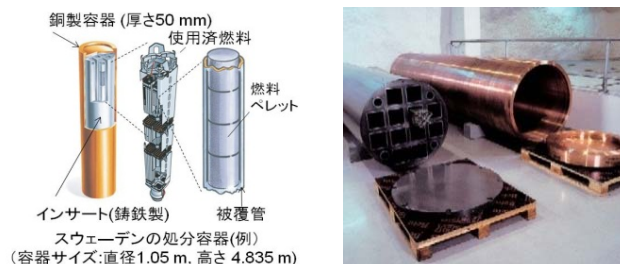


【文部科学省・経済産業省・JAEA】

・従来からそれぞれ取り組まれていることに加え、エネルギー基本計画(平成26年4月閣議決定)を踏まえ、国際的なネットワーク等を活用しながら研究開発を引き続き実施する。

直接処分

人工バリアと天然バリアからなる多重バリア中に使用済燃料を直接処分する方法。これまでに、一定の条件下での処分場設計などを試行。今後の研究課題を検討中。



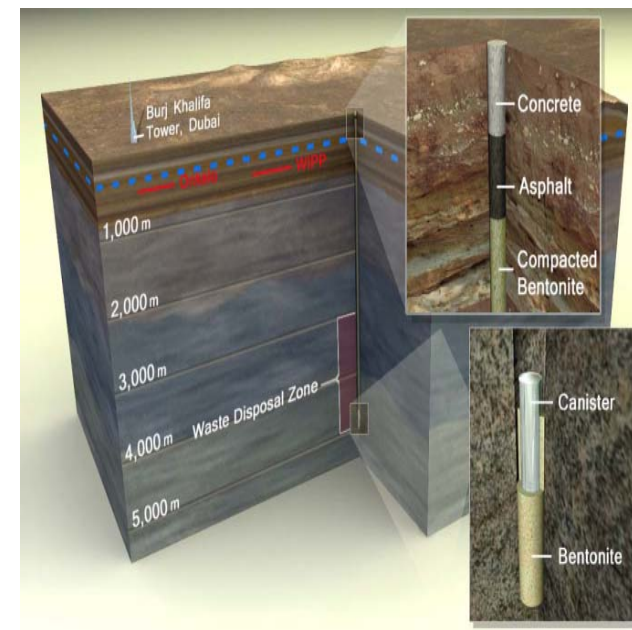
廃棄体及び処分場イメージ(スウェーデンの例)

【経済産業省・JAEA】

・平成25年度～
(安全評価に必要なデータ取得や処分場設計技術の開発など)

超深孔処分

直径50cm程度の穴を地下数km程度まで掘削し、廃棄体を低透水性の岩盤中に定置して処分する方法。人工バリアを前提としない。



超深孔処分のイメージ

出典: 米国サンディア国立研究所によるレポート
(SANDIA REPORT, SAND2012-7789, 2012)

【経済産業省】

・平成27年度から実施予定
(実現可能性に関する調査・検討)

科学的有望地の提示と国による申し入れ

○国民や地域の理解を得るため、科学的により適性が高いと考えられる地域(科学的有望地)を国から提示。

○NUMOが行う調査等について、国から自治体に対して申し入れ。

文献調査の開始に向けて、新たなプロセスを追加
(最終処分関係閣僚会議で決定)

国による科学的有望地の選定(マッピング)

重点的な理解活動(説明会の開催等)

- ・自治体からの応募
- ・複数地域に対し、国から申し入れ

最終処分法で定められた選定プロセス

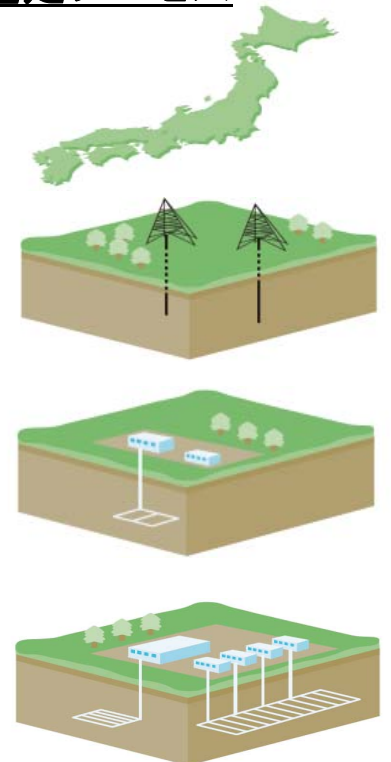
①文献調査

②概要調査
(ボーリングの実施等)

③精密調査
(地下施設の建設・試験)

施設建設
廃棄物搬入開始

20年
程度



【参考】科学的有望地の検討状況

科学的有望地の検討状況

○第2回最終処分関係閣僚会議(平成26年9月)において、以下の2要素を考慮し、科学的有望地の具体的な要件・基準等について検討することを決定。

▶ 地球科学的観点からの適性

【参考】総合エネ調WG中間とりまとめ(2014年5月)

処分に適さない地域として避けるべき要件:

- ①火山から15km以内、
- ②過去10万年の隆起量が300m(沿岸部は150m)超、
- ③活断層がある場所において断層長さの100分の1の幅

▶ 社会科学的観点からの適性

(諸外国の検討項目例)

環境の保護、土地利用の状況、輸送の確保、人口密度など

日本全体

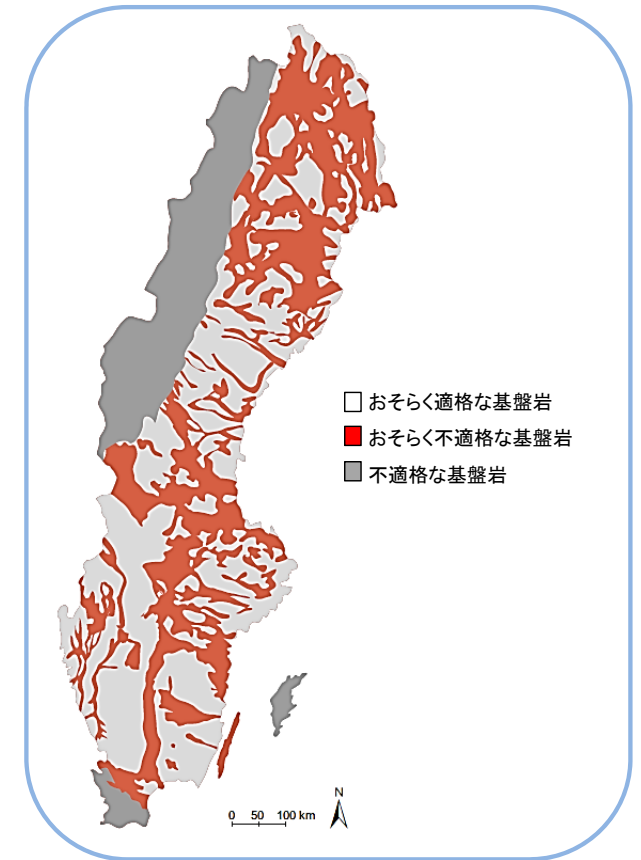
適性の低い地域

文献調査の
候補地域

より適性の
高い地域
(科学的有望地)

スウェーデンの参考事例

- スウェーデンは、1998～99年に総合立地調査を実施。
- 岩種、主要亀裂、鉱石・鉱山分布等を考慮してマップを作成。



- 上記に加え、自然保護、輸送等の視点も勘案し、地域の適性を評価。

○昨年10月から、総合資源エネルギー調査会放射性廃棄物WG及び地層処分技術WGにおいて考慮すべき要件等について検討中。

国民的な共通理解

- 国が前面に立って全国大で理解活動を展開、調査地域に対する敬意や感謝を国民で共有。
- 国から全国の都道府県及び市町村に対し緊密に情報提供。

来年度から国・NUMO連携で大規模な全国広報を実施予定

全国的な情報発信

- 地域ブロック単位でのシンポジウム(今春から開催予定)
- 討論型シンポジウム
(立場の異なる専門家間の討論を通じた一般国民の理解醸成)

地域毎の対話活動

- 少人数型地域ワークショップ
(全国各地の経済団体や市民団体メンバー等地域有志相互のディスカッション)
- 地域の勉強会支援(地域有志グループへの講師派遣や関連施設視察等を支援)

次世代層への訴求

- 教育関係者向けワークショップ
(教育関係者向けの指導案や教材の自主的研究・検討を支援)
- 大学でのディベート授業

メディア活用による発信強化

全国紙・地方紙、
雑誌等との
タイアップ

SNSの活用
(Facebook 等)

ポータルサイトの
開設



全国の自治体等への説明会等も拡大展開する予定

- 経産省職員による都道府県への説明(全国知事会の協力を得て、昨秋より訪問中)
- 全国市長会、全国町村会の全体会合での説明(昨秋から複数回実施)
- 日本商工会議所連合会(日商)や全国商工会連合会(全国連)の全体会合での説明(昨秋から複数回実施)

地域合意形成に向けた仕組みづくり

○地域の合意形成に向けて、地域住民同士の情報共有及び対話活動の場の設置を働きかけ。

「対話の場」の概要

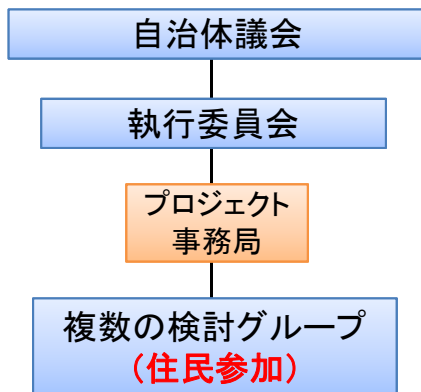
- 多様な立場の住民が参画
- 国・NUMOの関与
 - ▶ 運営資金の提供や専門家の派遣などを通じて活動を支援。

- 主な活動内容
 - ▶ NUMOによる調査の進捗状況の共有
 - ▶ 最終処分事業と地域の共生の在り方の検討
 - ▶ 最終処分に関する安全性に関する勉強 等

➡ 今後、NUMOが具体的なモデルを設計

スウェーデンの例

▶ エストハンマル自治体(処分場建設予定地)の対応組織



※自治体が行う情報提供活動や協議に要する費用を「原子力廃棄物基金」から支弁(上限約6,000万円/年)

フランスの例

▶ ビュール地下研究所CLIS

(住民への情報提供及び協議実施を目的とした組織)

- <構成員>
- ・両県に関係する首長、議員
 - ・農業その他の団体の代表
 - ・環境保護団体のメンバー
- 等が参加

- <オブザーバー>
- ・実施主体(ANDRA)
 - ・原子力安全機関(ASN、規制機関)



※運営資金は国の補助金及び処分実施主体(ANDRA)の資金によって支弁。

機構(NUMO)の取組改善、体制強化

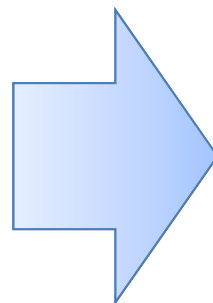
- 地域との共生に向けた対話活動を主要業務として新たに位置付け。
- NUMOの設立者たる電気事業者は、発生者責任に基づき、人的・技術的支援を強化する必要。

NUMOの調査業務の追加

<現状>

地質環境に関する調査

× 地域社会との共生については業務として明確な位置付けなし



<今後>

地質環境に関する調査

経済的・社会的な影響調査【追加】

調査の内容や結果についての住民との対話を通じ、地域の合意形成に貢献
(北欧の実施機関の成功からの示唆)

NUMOの体制強化(昨夏～現在)

- 経営理念の策定
 - ・新体制下で経営理念を新たに確認
- 「広報部」と「立地部」を統合し、「地域交流部」を設置
- 独自採用を含めた人員増強

<今後の課題>

- プロパー職員の確保・育成
- 電気事業者からの人的支援の拡充
- 基本方針改定を踏まえた中長期計画の策定
- 評議員会の評価機能の強化 等

信頼性確保に向けた評価の仕組み

- 処分技術(地層処分技術や代替処分技術)の評価主体として、原子力委員会を位置付け。
- 処分地選定プロセスの適切性の観点からも、NUMO、経産省等の活動を原子力委員会が評価。

原子力委員会

- 処分技術の評価＋処分地選定の適切性評価

最終処分計画の改定時
(5年毎＋概要調査地区等選定時)

(＋定期的な報告、評価)

経産省

文科省

NUMO

JAEA

原子力規制委員会は、安全確保のための規制を整備・運用するとともに、処分地選定の途中段階から、安全確保上の考慮事項を順次提示

<原子力委員会の法的位置付け等>

◆原子力委員会設置法

- 原子力政策の企画、審議等。
- 必要に応じ関係行政機関に勧告。

◆最終処分法

- 基本方針及び最終処分計画の改定(閣議決定)の際、経済産業大臣は原子力委員会の意見を聴かなければならない。

「原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議」(2014年5月とりまとめ)

- 原子力委員会の事務について、原子力政策大綱の策定等を廃止
- 平和利用と不拡散、放射性廃棄物の処理・処分等に係る事務に重点化



原子力委員会設置法改正(昨年12月施行)

最終処分法に基づく基本方針の改定

- 総合エネ調での具体的な検討が進んだことから、これまでの議論を踏まえて、最終処分法に基づく基本方針の改定案を作成、現在、パブリックコメントを実施中(2/19~3/20)。
- その結果を踏まえて、基本方針を改定することとしたい。
- これにより、政府方針を明確化し、今後の有望地提示を視野に全国的な理解活動を進めていくこととしたい。

最終処分関係閣僚会議 エネルギー基本計画

現世代での解決

可逆性・回収可能性

代替技術等の開発

科学的有望地の提示

国からの申し入れ

反映

総合資源エネルギー調査会 での議論

国民的な共通理解

地域合意形成の仕組み

NUMOの強化

評価の仕組み

等

基本方針の改定(閣議決定)

国民の理解醸成

全国の自治体との
丁寧な対話

科学的有望地
の提示

重点的な
理解活動

基本方針に新規に追加する記述(案)①

現世代での解決

特定放射性廃棄物は、多量の放射性物質を含み、その放射能が高い、又はその放射能の減衰に長期間を要するものであり、それを発生させた現世代の責任として将来世代に負担を先送りしないよう、その対策を確実に進めることが不可欠である。(新IDP1)

こうした特定放射性廃棄物の対策として、①将来世代の負担を最大限軽減するため、長期にわたる制度的管理(人的管理)に依らない最終的な処分を可能な限り目指す、②その方法としては、地下深部に設けられた最終処分施設に適切に埋設することにより、人間の生活環境から隔離して安全に最終的に処分する、いわゆる地層処分が現時点において最も有望である、という国際認識の下、各国において地層処分に向けた取組が進められている。我が国としても、科学的知見の蓄積を踏まえた継続的な検討を経て、地層処分することとしている。(新IDP1)

可逆性・回収可能性

最終処分事業は極めて長期にわたる事業であることを踏まえ、今後の技術その他の変化の可能性に柔軟かつ適切に対応する観点から、基本的に最終処分に関する政策や最終処分事業の可逆性を担保することとし、今後より良い処分方法が実用化された場合等に将来世代が最良の処分方法を選択できるようにする。このため、機構は、特定放射性廃棄物が最終処分施設に搬入された後においても、安全な管理が合理的に継続される範囲内で、最終処分施設の閉鎖までの間の廃棄物の搬出の可能性(回収可能性)を確保するものとする。(新IDP6)

代替技術等の開発

国及び関係研究機関は、幅広い選択肢を確保する観点から、使用済燃料の直接処分その他の処分方法に関する調査研究を推進するものとする。また、最終処分の負担軽減等を図るため、長寿命核種の分離変換技術の研究開発について着実に推進する。(新IDP9)

基本方針に新規に追加する記述(案)②

科学的有望地の提示と国による申し入れ

国は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する政策を含む原子力政策を担当する立場から、機構が行う概要調査地区等の選定の円滑な実現に向け、前面に立って取り組むことが必要である。このため、具体的には、国は、安全性の確保を重視した選定が重要であるという認識に基づき、科学的により適性が高いと考えられる地域(科学的有望地)を示すこと等を通じ、国民及び関係住民の理解と協力を得ることに努めるものとする。また、概要調査地区等の選定の円滑な実現に向けた機構による調査の実施その他の活動に対する理解と協力について、その活動の状況を踏まえ、関係地方公共団体に申し入れるものとする。(新IBP3)

国民的な共通理解

事業の実現が社会全体の利益であるとの認識に基づき、その実現に貢献する地域に対し、敬意や感謝の念を持つとともに、社会として適切に利益を還元していく必要があるとの認識が、広く国民に共有されることが重要である。(新IBP1)

着実に最終処分事業を進めていくためには、国民により身近な行政主体である地方公共団体の理解と協力を得ていくことが不可欠である。このため、国は、地方公共団体に対し、最終処分に関する政策等に関する情報提供を緊密に行うとともに、積極的に意見を聴き、丁寧な対話を重ねていくものとする。(新IBP7)

地域合意形成に向けた仕組みづくり

概要調査地区等の選定が円滑に行われるためには、関係住民に継続的かつ適切に情報提供が行われ、関係住民の意見が最終処分事業に反映されることを通じ、地域の主体的な合意形成が図られることが重要である。この観点から、概要調査地区等の選定に向けた調査の段階から、多様な関係住民が参画し、最終処分事業について、情報を継続的に共有し、対話を行う場(以下「対話の場」という。)が設けられ、積極的な活動が行われることが望ましい。このため、機構及び国は、関係住民及び関係地方公共団体に対し、その有用性や活動内容の可能性を具体的に示す等により、対話の場が円滑に設置されるよう努めるものとする。また、機構及び国は、専門家等からの多様な意見や情報の提供の確保を含め、その活動を継続的かつ適切に支援するものとする。(新IBP5)

基本方針に新規に追加する記述(案)③

機構(NUMO)の取組改善、体制強化

概要調査地区等の選定を円滑に実現していくため、機構は、地質に関する調査を行うことに加え、最終処分事業が地域の経済社会に及ぼす影響について、関係住民の関心を踏まえつつ、調査を行うものとする。(新IBP3)

発電用原子炉設置者等は、事業活動に伴って生じた特定放射性廃棄物が、最終処分施設の立地及び建設、操業等を通じて安全に処分されるまで、発生者としての基本的な責任を有する。この立場から、機構に対する人的及び技術的支援等を継続的かつ十分に行い、機構が行う概要調査地区等の選定に向けた活動に積極的に協力することが必要である。(新IBP3)

信頼性確保に向けた評価の仕組み

最終処分に対する信頼性を確保する観点から、処分技術に関する評価とともに、概要調査地区等の選定における手続きの遵守や適切な情報提供の確保等に関する評価が継続的に実施され、その情報が国民及び関係住民に対して適切に開示されることが重要である。この観点から、原子力委員会は、最終処分計画の改定に際しては、その時点までの技術開発の状況や概要調査地区等の選定の状況を踏まえ、意見の多様性及び専門性を確保しつつ審議を行い、その妥当性について評価を行った上で、法の規定に基づき経済産業大臣に意見を述べるものとする。また、評価の継続性を確保するため、関係行政機関、機構及び関係研究機関は、それぞれが実施する技術開発や概要調査地区等の選定に向けた調査の実施その他の活動の状況を定期的に原子力委員会に報告し、評価を受け、その信頼性を高めることが重要である。(新IBP9)

原子力規制委員会は、概要調査地区等の選定が合理的に進められるよう、その進捗に応じ、将来の安全規制の具体的な審査等に予断を与えないとの大前提の下、概要調査地区等の選定時に安全確保上少なくとも考慮されるべき事項を順次示すことが適当である。(新IBP6)

【参考】基本方針で使用されている用語の定義等

■特定放射性廃棄物:

第1種特定放射性廃棄物(いわゆるガラス固化体、高レベル放射性廃棄物)と第2種特定放射性廃棄物(いわゆるTRU廃棄物、使用済燃料を再処理等する過程で生じ、半減期が長いことから地層処分が求められる低レベル放射性廃棄物)がある。いずれも原子力発電環境整備機構(NUMO)が最終処分を行うことになっている。

■最終処分:

特定放射性廃棄物を地下300m以深の地層に必要な措置を講じて埋設し、最終的に処分すること。

■最終処分施設:

特定放射性廃棄物の最終処分を行うために設置される搬送用設備、坑道等の一群の施設。

■機構:

原子力発電環境整備機構(NUMO)

■発電用原子炉設置者等:

発電用原子炉の設置者(いわゆる電気事業者)と再処理施設等の設置者

■関係研究機関:

日本原子力研究開発機構(JAEA)等

■最終処分計画:

最終処分法に基づく基本方針に即した10年計画。最終処分する廃棄物の量、最終処分のスケジュール、選定された概要調査地区等の場所などを規定することとなっている。

■評議員会:

機構の運営に関する重要事項を審議する機関として、機構内に置かれた機関。